

浜田地区広域行政組合介護保険条例施行規則

平成15年3月3日

規則第5号

改正 平成17年9月30日規則第9号 平成18年3月6日規則第2号
平成24年3月30日規則第2号 平成27年7月31日規則第4号
平成27年12月28日規則第5号 平成31年3月29日規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 介護認定審査会（第2条―第8条）
- 第3章 被保険者（第9条―第11条）
- 第4章 保険給付（第12条―第15条）
- 第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令及び浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成15年浜田地区広域行政組合条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）が行う介護保険に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護認定審査会

（委員の任命）

第2条 組合に設置される介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員は、管理者が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 認定審査会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、認定審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 認定審査会は、会長が招集する。

- 2 認定審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 3 認定審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

（合議体）

第6条 認定審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査又は判定の案件を取り扱う。

- 2 合議体の数は、7以内とする。
- 3 合議体を構成する委員の定数は、5人以内とする。
- 4 合議体に班長1人を置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。
- 5 班長は、合議体の会務を総理し、合議体を代表する。
- 6 班長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 7 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 8 合議体は、班長が招集する。
- 9 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、班長の決すところによる。
- 10 認定審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決とする。

（審査及び判定の受託）

第7条 認定審査会は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条の規定による被保護者のうち40歳以上65歳未満の者について、福祉事務所から審査及び判定を受託できるものとする。

（その他）

第8条 この章に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 被保険者

（帳簿の備付）

第9条 管理者は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 被保険者台帳・受給者台帳
- (2) 住所地特例者名簿

- (3) 他市町村住所地特例者名簿
- (4) 被保険者適用除外者名簿
- (5) 保険料賦課台帳
- (6) 保険料納付原簿

2 管理者は、前項の帳簿を磁気記録媒体をもって調製することができる。

（資格者証）

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を限って、被保険者証と同等の効力を有する介護保険資格者証（様式第1号）を被保険者に交付することができる。

- (1) 被保険者が、要介護認定、要支援認定、要介護更新認定又は要支援更新認定に係る申請書に添えて、管理者に被保険者証を提出するとき。
- (2) 被保険者が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36条。以下「省令」という。）第25条に規定する届書に添えて、管理者に被保険者証を提出するとき。
- (3) その他管理者が特に必要と認めるとき。

（受給資格証明書）

第11条 管理者は、要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により転出の届出を行い、関係市町村内に住所を有しなくなったとき（法第13条第1項本文又は第2項の規定の適用を受けるときを除く。）は、要介護被保険者等であったことを証する介護保険受給資格証明書（様式第2号）を当該被保険者に交付するものとする。

第4章 保険給付

（特例居宅介護サービス費等の支給）

第12条 法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費、法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費、法第51条の4第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費又は法第61条の4第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）の支給を受けようとする者は、支給申請書（償還払い用）（様式第3号）にサービスに要した費用に関する証拠書類その他必要書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定し、償還払い支給決定通知（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定により、支給を決定したときの特例居宅介護サービス費等の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 特例居宅介護サービス費 法第42条第2項に規定する法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第49条の2に規定する場合にあっては、100分の80）に相当する額
- (2) 特例地域密着型介護サービス費 法第42条の3第2項に規定する法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第49条の2に規定する場合にあっては、100分の80）に相当する額
- (3) 特例居宅介護サービス計画費 法第46条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護支援に要した費用の額とする。）
- (4) 特例施設介護サービス費 法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。）の100分の90（法第49条の2に規定する場合にあっては、100分の80）に相当する額
- (5) 特例介護予防サービス費 法第54条第2項に規定する法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第49条の2に規定する場合にあっては、100分の80）に相当する額
- (6) 特例地域密着型介護予防サービス費 法第54条の3第2項に規定する法第54条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90（法第49条の2に規定する場合にあっては、100分の80）に相当する額
- (7) 特例介護予防サービス計画費 法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援に要した費用の額とする。）

(8) 特例特定入所者介護サービス費 次のア及びイにより算定した額の合計額

ア 法第51条の3第2項第1号に規定する食事の基準費用額から食事の負担限度額を控除した額

イ 法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額

(9) 特例特定入所者介護予防サービス費 次のア及びイにより算定した額の合計額

ア 法第61条の3第2項第1号に規定する食事の基準費用額から食事の負担限度額を控除した額

イ 法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額

（支払方法変更のときの介護給付等の支給）

第13条 法第66条第1項の規定により支払い方法変更の記載を受けた者で、法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費、法第48条第2項及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する施設介護サービス費、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給を受けようとするものは、支給申請書（償還払い用）（様式第3号）にサービスに要した費用に関する証拠書類その他必要書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定し、償還払い支給決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用者負担割合の変更）

第14条 要介護被保険者等は、法第50条の規定による介護給付の割合又は法第60条の規定による予防給付の割合の変更を受けようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（様式第5号）に被保険者証を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、変更の可否を決定し、介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定により介護給付又は予防給付の割合を変更したときは、当該申請者に対し、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（様式第7号）を交付するものとする。

（旧措置入所者の負担割合の変更）

第15条 旧措置入所者は、施行法第13条第3項に規定する施設介護サービス費の給付割合の変更を受けようとするときは、介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定）（様式第8号）に被保険者証を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、変更の可否を決定し、介護保険利用者負担額減額・免除等決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定）（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定により施設介護サービス費の給付割合を変更したときは、当該申請者に対し、介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）（様式第10号）を交付するものとする。

第5章 雑則

（文書の様式）

第16条 前条までに定めるもののほか、組合が行う介護保険に係る文書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 省令第23条、第24条第2項若しくは第3項、第29条から第33条まで又は第171条に規定する届書 介護保険資格取得・異動・喪失届（様式第11号）
- (2) 省令第26条第2項に規定する申請書 介護保険被保険者証交付申請書（様式第12号）
- (3) 省令第27条第1項に規定する申請書 介護保険被保険者証等再交付申請書（様式第13号）
- (4) 省令第25条第1項又は第2項に規定する届書 介護保険住所地特例適用・変更・終了届（様式第14号）
- (5) 省令第35条第1項、第40条第1項、第49条第1項又は第54条第1項に規定する申請書 介護保険要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定申請書（様式第15号）
- (6) 省令第42条第1項に規定する申請書 介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書（様式第16号）
- (7) 法第27条第3項ただし書の規定又は法第28条第4項、法第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第33条第4項若しくは第34条第2項において準用される法第27条第3項ただし書の規定に該当すると認められる被保険者に行う通知に係る通知書 介護保険診断命令書（様式第17号）
- (8) 法第27条第7項、第32条第6項若しくは第8項に規定する通知又は法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項若しくは第31条第2項において準用される法第27条第7項

- に規定する通知に係る通知書 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書（様式第 18 号）
- (9) 法第 27 条第 10 項又は法第 28 条第 4 項、法第 29 条第 2 項、法第 32 条第 9 項若しくは法第 33 条第 4 項において準用される法第 27 条第 10 項の規定に該当すると認められる被保険者に対する通知にかかる通知書 介護保険要介護認定・要支援認定等却下通知書（様式第 19 号）
- (10) 法第 27 条第 11 項又は法第 28 条第 4 項、第 29 条第 2 項、第 32 条第 9 項若しくは第 33 条第 4 項において準用される法第 27 条第 11 項に該当すると認められる被保険者に対する通知に係る通知書 介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書（様式第 20 号）
- (11) 省令第 44 条第 1 項に規定する通知に係る通知書 介護保険要介護状態区分変更通知書（様式第 21 号）
- (12) 要介護認定を受けた被保険者が要介護認定の取消をするために提出する申請書 介護保険要介護・要支援認定取消申請書（様式第 21 号の 2）
- (13) 要介護認定を受けようとする被保険者提出した申請書を取り下げるために提出する申請書 介護保険申請取下げ書（様式第 21 号の 3）
- (14) 省令第 47 条第 1 項又は第 56 条第 1 項に規定する通知に係る通知書 介護保険要介護認定・要支援認定取消通知書（様式第 22 号）
- (15) 省令第 59 条第 1 項に規定する申請書 介護保険サービスの種類指定変更申請書（様式第 23 号）
- (16) 法第 37 条第 5 項に規定する通知に係る通知書 介護保険サービスの種類指定変更決定通知書（様式第 24 号）
- (17) 省令第 71 条第 1 項又は第 90 条第 1 項に規定する申請書 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式第 25 号）
- (18) 法第 44 条第 2 項又は第 56 条第 2 項の規定に基づき管理者が行った審査・決定に関する通知に係る通知書 介護保険償還払支給決定通知書（様式第 26 号）
- (19) 省令第 75 条第 1 項又は第 94 条第 1 項に規定する申請書 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第 27 号）
- (20) 法第 45 条第 2 項又は法第 57 条第 2 項の規定に基づき管理者が行った当該被保険者に対する審査・決定に関する通知に係る通知書 介護保険償還払支給決定通知書（様式第 28 号）
- (21) 省令第 77 条第 1 項に規定する届書 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（様式第 29 条）
- (22) 省令第 95 条の 2 第 1 項に規定する届書 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネ

- ジメント依頼（変更）届出書（様式第29条の2）
- (23) 省令第83条の6第1項に規定する申請書 介護保険負担限度額認定申請書（様式第30号）
- (24) 省令第172条の2において準用される省令第83条の6第1項に規定する申請書 介護保険特定負担限度額認定申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）（様式第31号）
- (25) 省令第83条の8第2項に規定する申請書 介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書（様式第32号）
- (26) 省令第83条の4第1項又は第97条の2第1項に規定する申請書 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書（様式第33号）
- (27) 法第51条第1項又は法第61条第1項の規定に基づき管理者が行う審査及び決定に関する通知に係る通知書 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給決定通知書（様式第34号）
- (28) 条例第6条の規定による保険料の額に決定及び条例第4条の規定による各納期の納付すべき保険料の額に関する通知に係る通知書 介護保険料決定通知書（様式第35号）
- (29) 条例第6条の規定による保険料の額の変更及び条例第4条の規定による各納期の納付すべき保険料の額に関する通知に係る通知書 介護保険料更正通知書（様式第36号）
- (30) 条例第9条第2項又は条例第10条第2項に規定する申請書 介護保険料減免・徴収猶予申請書（様式第37号）
- (31) 条例第9条第1項の規定に基づき管理者が行った審査及び決定に関する通知に係る通知書 介護保険料徴収猶予決定通知書（様式第38号）
- (32) 条例第10条第1項の規定に基づき管理者が行った審査及び決定に関する通知に係る通知書 介護保険料減免決定通知書（様式第39号）
- (33) 法第66条第1項の規定に基づく決定を行うことを予告する通知書 介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（様式第40号）
- (34) 法第66条第1項の規定に基づき管理者が行った審査、決定に関する通知に係る通知書 介

介護保険給付の支払方法（償還払い化）通知書（様式第41号）

(35) 法第67条第1項の規定に基づき管理者が行った審査、決定に関する通知に係る通知書 介護保険給付の支払一時差止通知書（様式第42号）

(36) 省令第106条に規定する通知に係る通知書 介護保険滞納保険料控除通知書（様式第43号）

(37) 法第69条第1項の規定に基づき管理者が行った審査、決定に関する通知に係る通知書 介護保険給付額減額通知書（様式第44号）

(38) 省令第83条の6第1項の規定に基づき管理者が行う審査及び決定に関する通知に係る通知書 介護保険負担限度額認定決定通知書（様式第45号）

(39) 省令第172条の2において準用される省令第83条の6第1項の規定に基づき管理者が行う審査及び決定に関する通知に係る通知書 介護保険特定負担限度額認定決定通知書（様式第46号）

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（浜田地区広域行政組合介護認定審査会の運営に関する規則の廃止）

2 浜田地区広域行政組合介護認定審査会の運営に関する規則（平成11年浜田地区広域行政組合規則第7号）は廃止する。

附 則（平成17年9月30日規則第9号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月6日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規則第4号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第5号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式 略